

令和 7 年

# 第 8 回神戸町議会定例会会議録

令和 7 年 12 月 1 日 開会

令和 7 年 12 月 11 日 閉会

岐阜県神戸町議会

## 令和7年第8回神戸町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月1日)

開会	3
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
議第71号から議第76号までについて(提案説明)	3
散会	13

### 第 2 号 (12月10日)

開議	16
一般質問	16
飯沼満君	16
宮嶋健太郎君	21
小川榮一君	29
大場光晴君	33
鈴木愛子君	36
散会	44

### 第 3 号 (12月11日)

開議	49
議第71号について(質疑・討論・採決)	49
議第72号について(質疑・討論・採決)	49
議第73号について(質疑・討論・採決)	50
議第74号について(質疑・討論・採決)	50
議第75号について(質疑・討論・採決)	50
議第76号について(質疑・討論・採決)	51
議第77号及び議第78号について(提案説明・質疑・討論・採決)	51
派遣第2号について(報告)	53
派遣第3号について(採決)	53
閉会	54

## 令和7年第8回神戸町議会定例会付議議案

議 第 71 号 指定管理者の指定について

議 第 72 号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例について

議 第 73 号 神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議 第 74 号 神戸町資源ごみ回収センター設置条例の一部を改正する条例について

議 第 75 号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第5号）

議 第 76 号 令和7年度神戸町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議 第 77 号 エコプラザごうど建設工事の請負変更契約について

議 第 78 号 浄化センター操作卓改築工事の請負契約について

派遣第2号 議員派遣について

派遣第3号 議員派遣について

令和 7 年 第 8 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

( 第 1 号 )

令和 7 年 12 月 1 日 ( 月 曜 日 )

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 12 月 1 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議第 71 号 指定管理者の指定について
- 日程第 4 議第 72 号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議第 73 号 神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議第 74 号 神戸町資源ごみ回収センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 75 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 8 議第 76 号 令和 7 年度神戸町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)

### 出席議員 (10 名)

議 長	宮 川 一 美 君	副議長	大 場 光 晴 君
1 番	深 貝 仁 則 君	3 番	宮 嶋 健 太 郎 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
8 番	飯 沼 満 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

### 欠席議員 (なし)

### 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税務課長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦略課長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	名 和 功 二 君	建設課長	堀 智 君
上下水道課長	山 崎 裕 之 君	教育課長	野 下 あゆみ 君

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長 竹 下 政 文 書 記 早 野 有 香

---

○議長（宮川一美君） おはようございます。

今日から12月、師走でございます。本当にだんだん寒くなりますので、皆さん健康には十分お気をつけて活躍なさいますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから令和7年第8回神戸町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川一美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、会期を通じ、7番 宮嶋三郎君、8番 飯沼 満君の御両名をお願いします。

---

#### 会期の決定について

○議長（宮川一美君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から12月11日までの11日間にしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月11日までの11日間に決定しました。

---

#### 議第71号から議第76号までについて（提案説明）

○議長（宮川一美君） 日程第3、議第71号 指定管理者の指定について、日程第4、議第72号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第73号 神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、日程第6、議第74号 神戸町資源ごみ回収センター設置条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第75号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第5号）、日程第8、議第76号 令和7年度神戸町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

12月第8回議会定例会、ただいま会期を本日から11日までの11日間と御決定をいただき、会期中の各常任委員会の審議を含め、議員各位にはよろしくようお願い申し上げます。

本年度も今日から師走に入り、余すところ4か月となりました。予定いたしております各諸

事業につきましては、議員各位の格別なるお力添えをいただきながら順調な進捗を見ているところでございます。

それでは、議会開会に当たりまして、現段階での各主要事業の進捗状況並びに提案いたします一般会計補正予算等を中心といたしまして、その内容について御説明申し上げます。

初めに、6月議会において御議決いただきましたエコプラザ建設工事につきましては、屋根、外壁工事がおおむね完了し、令和8年3月末の開館に向け、現在は内部の壁及び天井のボード張り工事を進めております。

また、町道整備関係では、複数年での継続事業としております下宮前田6号線、通称、神戸街道舗装修繕工事につきましては、上水道管の耐震管布設工事が完了し、昨日より車道を片側交互通行に規制し、舗装工事に着手しており、区画線設置工事を含め、年内には完成する予定でございます。

次に、9月議会において御議決いただき、2か年事業で進めております中央公民館大規模改修工事につきましては、消防出初式並びに「飛翔 二十歳を祝う会」終了後、本体工事に着手するため、今月より仮囲い等の仮設工事に入り、令和8年8月末の完成に向け進めてまいります。

公共下水道につきましては、今年度は瀬古、加納地区の面整備を中心に施工延長約2.6キロメートルの下水管布設工事を6つの工区に分割し、今年度末の供用開始へ向け、順調に工事を進めております。

さて、今回の一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億8,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億7,350万円とするものでございます。

主な内容といたしまして、総務費では、今後見込まれますふるさと納税寄附金の増加に対応するための関連経費等を、民生費では、障害者自立支援給付費サービスの扶助費の不足分を計上するほか、南平野幼稚園と北幼稚園の空調設備の修繕に係る工事請負費や、ごうど児童館案内標識設置工事等を計上しております。

農林水産業費では、用水路等の維持補修のための工事請負費を、消防費では、人件費不足分を伴う大垣消防組合負担金の増額計上を、また教育費では、物価高騰による給食食材費の上昇に係る学校給食事業特別会計への繰出金の計上をはじめ、図書館の空調設備及び給食センターの冷凍庫の修繕に係る工事請負費等を計上しております。

一方、これに見合います歳入であります。各事業に伴う国庫・県支出金のほか、確定しました普通交付税の一部や企業版ふるさと納税寄附金及び繰越金等をもって充て、歳入歳出の補正予算を編成いたしましたところでございます。

また、今回の補正予算においては、道路新設改良工事の中で、工事施工時期の平準化のため

の債務負担行為の補正の設定を行ったところであります。

このほかの議案では、デイサービスセンターに係る指定管理者の指定についてをはじめ、神戸町印鑑条例の一部を改正する条例のほか、2つの条例の一部改正、また学校給食事業特別会計補正予算等を合わせまして、計6議案を上程しております。

各議案の詳細につきましては、この後、副町長より説明をいたしますので、格別なる御審議を賜りますようお願い申し上げまして、12月議会定例会に当たりましての方針説明とさせていただきます。今議会、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮川一美君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、町長の方針説明を受けまして、これより本日定例会に提案させていただきます6議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第3、議第71号 指定管理者の指定についてです。

神戸町デイサービスセンターの管理運営について、神戸町デイサービスセンター設置条例第4条の規定により、次の者を指定管理者に指定する。

1. 管理を行わせる施設の名称は、神戸町デイサービスセンター。
2. 指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人神戸町社会福祉協議会。
3. 指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案説明といたしまして、神戸町デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

現在、神戸町デイサービスセンターにつきましては、社会福祉法人神戸町社会福祉協議会が指定管理者として指定管理を行っております。そのような中、平成8年3月31日をもって5年間の指定の期間が満了となります。

先般、当社会福祉協議会から指定管理の申請が提出され、それを受け、11月6日木曜日には指定管理者の候補者選定委員会が開催されました。その結果、神戸町社会福祉協議会を引き続き5年間の指定管理者の候補者として適当であるとの選定委員会からの報告を踏まえまして、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

続いて、日程第4、議第72号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第26号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例。神戸町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第10条の2中、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改め、附則としまして、現時点において改正される法令の施行期日については定まっておらず、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日とされております。そのため、今回の施行期日については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものいたします。

今回の改正は、引用いたします電気通信事業法の各条項号の番号ずれに伴う整理、改正のみでございます。

なお、この後に新旧対照表がつけてございますので、御参照いただければと思います。

次に、日程第5、議第73号 神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてです。

神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第27号 神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

第1条、神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、第1条関係の改正条文がこのページの中段までになります。

続いて、第2条、神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、第2条関係の改正条文が2ページの上段まで。

最後に、第3条として、神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、第3条の改正条文と附則から成る条例になります。

関連をいたします3本の条例の一部改正について、一括して改正するものであります。

この後ろに今回改正をいたします3本の条例の新旧対照表が1ページから4ページございまして、最後に改正点の概要がつけてございます。御覧をいただきたいと思います。

神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正点の概要です。

1. 改正の趣旨は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、国の基準と同様の内容に改正するため、

関係する3本の条例を改正するものでございます。

2. 改正する条例でございます。

第1条として、神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、まず1の第12条関係では、文言の整理を行うもので、放課後児童支援員の認定資格研修の実施主体について所要の改正を行います。

2の第14条関係では、児童虐待対応の強化が図られたことにより、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設により、放課後児童健全育成事業についてもその対象施設・事業となったことから規定するものでございます。

その下、第2条、神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、まず1、第12条関係は、第1条での改正と同様に、児童虐待対応の強化により、家庭的保育事業についてもその対象施設・事業となったことから規定するもの。

2の第17条関係では、児童の健康診断の取扱いについての改正でありまして、具体的には、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の結果を活用することによって、保育事業における健康診断の全部または一部を省略することができる規定を設けるものであります。

次に、第3条の神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正では、1の第25条関係として、こちらも第1条での改正と同様に、児童虐待対応の強化により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業についてもその対象施設・事業となったことから規定するものでございます。

3. 施行期日として、この条例は公布の日から施行する。

なお、現在、神戸町において、第2条及び第3条の条例で規定する保育事業等を行っている事業所、施設等はございません。

次に、日程第6、議第74号 神戸町資源ごみ回収センター設置条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町資源ごみ回収センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、神戸町エコプラザの新築移転に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第28号 神戸町資源ごみ回収センター設置条例の一部を改正する条例。

神戸町資源ごみ回収センター設置条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文が3ページの中段あたりまで並びに別表と附則になります。

また、附則の中の第2項において、神戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を同時に行ってまいります。

その次には、新旧対照表が1ページから4ページまでありまして、さらには附則第2項関係の新旧対照表が1ページございます。

最後に、改正点の概要をつけてございます。御覧いただきたいと思えます。

神戸町資源ごみ回収センター設置条例の改正点の概要です。

1. 改正の趣旨は、神戸町資源ごみ回収センター、名称、エコプラザごうどの新築移転に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、所要の改正を行うものであります。

2の主な改正の内容について御説明をいたします。

①の名称、位置の変更です。

これまでの経緯によりまして、エコプラザごうどという名称が定着していることを鑑み、題名を神戸町エコプラザの設置及び管理に関する条例に改正いたします。

また、条例の各条項内の文言についてもエコプラザに統一をいたします。

また、第2条関係では、所在地を改正し、大字下宮101番地の5とします。

次に②として、廃棄物の搬入関連の規定の範囲について新たに定めてまいります。

第6条関係及び第7条関係では、新しい施設に搬入することができる廃棄物の範囲について、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害危険ごみと定めます。

また、布団等の回収に係る処理手数料について、これまでの金額と同額の500円に変更はありませんが、本条例の別表の中で定めてまいります。

また、③として、新しい施設に合致するよう、条例内の全体を通して文言の整理を行っております。

3の附則として、施行の期日は、当施設のオープニングを予定しております令和8年3月28日としております。

また、本条例の一部改正に伴い、附則第2項において、神戸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中に明記のございます布団等の回収に係る処理手数料の部分を削除しております。

なお、最下段には、参考といたしまして、新しい施設の具体的な開館時間や休館日等については規則（案）の中で定めることとしておりますが、その抜粋を記載しております。

続いて、日程第7、議第75号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第5号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思えます。

令和7年度神戸町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億7,350万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款2総務費、項2目1企画費では、企業版ふるさと納税による寄附金を受け、財源内訳の変更であります。

その下、目2ふるさと交流費の2,790万円は、全てふるさと納税寄附金事業の関連経費でございます。今後の寄附金の増加に対応するための計上でありまして、内訳としまして、節11役員費40万円は、クレジットカード払い等に係る収納手数料、節12委託料の2,600万円は、返礼品や配送料等を含むふるさと納税寄附金業務委託料であります。節13使用料及び賃借料の150万円は、返礼品掲載サイトの使用料であります。

その下、目4交通安全対策費では、こちらも企業版ふるさと納税による寄附金を受けての財源内訳の変更であります。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、全体で1億7万4,000円の増額補正となります。

障がい者の自立支援給付費運営事業に係ります経費の不足分を計上しております。

内訳は、節19扶助費の1億円は、説明欄にありますように、121.生活介護費に3,000万円のほか、128.就労継続支援費に5,000万円、134.放課後等デイサービス費に2,000万円をそれぞれ計上しております。

なお、国庫補助率2分の1件、県費補助率4分の1であります。

節22償還金利子及び割引料の7万4,000円は、令和6年度分の障害者医療費助成事業等の精算分として国へ返還するものであります。

9ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、こちらも企業版ふるさと納税による寄附金を受け、財源内訳の変更。

その下、目2児童措置費では、節27繰出金で450万円です。昨今の給食食材の高騰に対応するため、保育・幼児教育に係ります幼稚園児給食費繰出金を当初予算から増額するものでございます。

後ほど歳入のところで御説明申し上げますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分が総額で829万円との通知を受け、この後出てまいります、小・中学校分としての案分により、こちらには233万2,000円を充当して進めてまいります。

その下、目3児童福祉施設費では710万円の補正であります。

内訳は、節10需用費の100万円は、不具合がある各幼稚園の遊具や施設用備品等の修繕料の計上。節14工事請負費の600万円は、102. 南平野、北幼稚園の空調設備の改修工事に400万円、園児室や遊戯室等の空調機器の故障に対応するものであります。また、103. 南平野幼稚園の漏水修繕工事に200万円を計上いたしております。節17備品購入費の10万円は、指定寄附金により各幼稚園の図書購入費に充てるものであります。

その下、目4 ぐうど児童館管理費では474万1,000円の計上です。

その内訳は、節10需用費の212万円は、ふれあい作業所や児童館2階の子育て支援センターの空調設備の修繕料等の計上。節11役務費の2万1,000円は、購入予定の自動車損害保険料。節14工事請負費の110万円は、ぐうど児童館への案内標識を設置する工事費であります。

節17備品購入費では150万円の計上で、指定寄附金として138万円を受けましたので、新たに庁用車を購入するものであります。

続きまして、款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費では、企業版ふるさと納税による寄附金を受け、財源内訳の変更。

その下、目5 農地費では、節14工事請負費の450万円は、緊急性の高い用排水路の維持補修工事費の計上であります。

10ページをお願いいたします。

款9 項1 消防費、目2 消防施設費では、節18負担金補助及び交付金で828万5,000円の計上です。大垣消防組合負担金に係るもので、人事院勧告を踏まえた人件費の増額分によるものであります。

続きまして、款10教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費では、節27繰出金で1,150万円です。先ほどの幼稚園児の給食食材費と同様に高騰分に対応するため、103. 小学生分として690万円、104. 中学生分として460万円をそれぞれの繰出金を増額補正するものであります。こちららも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の595万8,000円を充当して進めてまいります。

次に、項3 中学校費、目1 学校管理費では、節17備品購入費で100万円の計上です。指定寄附金を受けましたので、管理用備品費の購入に充てるものであります。

項4 社会教育費、目8 図書館費では、節14工事請負費で1,150万円の計上です。故障により不具合が生じております空調設備を改修するものであります。

11ページをお願いいたします。

項6 学校給食費、目1 学校給食センター費では、節14の工事請負費で220万円を計上しておりまして、冷凍庫の修繕工事を行うものであります。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

お戻りをいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款10項1目1地方交付税、節1普通交付税では、額の確定によりまして、今回の補正予算において、その一部3,088万円を計上いたし、財源に活用してまいります。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金で5,000万円、障害者自立支援給付費負担金で、国庫補助率2分の1であります。

その下、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2企画費補助金で829万円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の当初の配分枠になります。歳出のところで申し上げましたが、幼稚園児及び小・中学生の給食食材費の高騰分に対応するための繰出金の一部に充当し、活用してまいります。

7ページにかけまして、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費負担金の2,500万円は、障害者自立支援給付費等負担金で、県補助率4分の1であります。

次に、款17項1寄附金では、目2総務費寄附金、節1企画費寄附金の230万円は、6社からの企業版ふるさと納税寄附金でございます。歳出のところで申し上げましたが、それぞれの目のところに財源充当いたしております。

その下、目3民生費寄附金の148万円は、児童福祉事業寄附金として、庁用車の購入費と幼稚園の図書購入費に充てるものであります。

その下、目4教育費寄附金の100万円は、学校教育寄附金として、神戸中学校の管理用備品費に充てるものであります。

いずれの寄附金も全て指定寄附金でございます。

一番下の段、款19項1目1繰越金は、令和6年度からの確定をいたしました繰越金の残り分全て6,435万円を計上いたしました。

お戻りをいただきまして、3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加といたしまして、事項、道路新設改良工事として、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額を2,400万円といたし、適正な工期の設定や施工時期の平準化のため、債務負担行為を追加設定するものであります。

以上、令和7年度神戸町一般会計補正予算（第5号）についての説明とさせていただきます。最後になります。

日程第8、議第76号 令和7年度神戸町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

補正予算書を御覧いただきたいと思っております。

令和7年度神戸町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,000万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、最終の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出になります。

款1項1給食事業費、目1給食費の1,600万円については、需用費の賄材料費での計上となります。

一般会計の補正予算の中で御説明申し上げましたように、昨今の物価高騰に伴います給食食材費等の高騰分に対応するため、賄材料費を増額補正するものであります。中学校分、小学校分、幼稚園分とそれぞれの費用は記載のとおりであります。

5ページへお戻りください。

歳入について御説明いたします。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として、全体で1,600万円の計上です。

詳細については記載のとおりであります。令和7年4月から11月までの食材の高騰額と、今後、令和7年度末までの食材高騰の見込額を合わせまして、一般会計から繰入金にて対応してまいります。

以上、令和7年度神戸町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

以上が本定例会に提案させていただきます6議案の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中の各常任委員会におきまして担当部課長より詳細に説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わります。

---

○議長（宮川一美君） お諮りします。議案精読並びに委員会審査のため、12月2日から9日までの8日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、12月2日から9日までの8日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。大変御苦勞さまでございました。

午前10時12分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月1日

議 会 議 長            宮 川 一 美

署 名 議 員            飯 沼            満

署 名 議 員            宮 嶋 三 郎

令和7年第8回神戸町議会定例会

( 第 2 号 )

令和7年12月10日（水曜日）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 12 月 10 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分開議

### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員 (10 名)

議 長	宮 川 一 美 君	副議長	大 場 光 晴 君
1 番	深 貝 仁 則 君	3 番	宮 嶋 健 太 郎 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
8 番	飯 沼 満 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

---

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦略課長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	名 和 功 二 君	建 設 課 長	堀 智 君
上下水道課長	山 崎 裕 之 君	教 育 課 長	野 下 あゆみ 君

---

#### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書 記	早 野 有 香
--------	---------	-----	---------

---

○議長（宮川一美君） これより、本日の会議を開きます。

---

#### 一般質問

○議長（宮川一美君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次お願いします。

8番 飯沼 満君。

○8番（飯沼 満君） おはようございます。

議席番号8番 飯沼 満でございます。

一般質問に入ります前に、8日深夜、青森県東沖で大きな地震が発生しました。震度6強ということで、かつてない大きさかなと非常に危惧しております。幸いにも能登ほどの被害はなく、お正月を迎えるに当たって被災されました方々には非常に心からお悔やみと一日も早い復旧を願うところでございます。東南海地震もいつ起こるか分からないという形で、非常に我々も心配しておりますが、そんな形で気を引き締めながら年末を迎えたいと思います。

では、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、藤井弘之町長の再選出馬について、そのお考えを聞かせていただこうと思っております。よろしく申し上げます。

さて、令和4年7月、藤井弘之町長が町長の職に就かれてから早3年半が経過しようとしております。今日まで神戸町のトップとして町が抱える課題について日々真摯に取り組み、その解決に努めておられました。あなたは3年半前、町長選に挑戦するに当たり、42年にわたる町職員としての行政経験を生かし、町民の住み続けたい町にしたいと決意を語られました。町長に就任以来、様々な施策、事業に取り組んでいらっしゃいます。

まず初めに、子育て・教育関係では、これまでのふれあいセンターを改修され、子供たちの自由な居場所づくりのため、ごうど児童館をオープンされました。週末を中心に多くの子供たちでにぎわっているとお聞きしております。

さらには、いち早く幼児園児、小・中学生の給食費の完全無料化をはじめとする子育て世帯への経済的負担の軽減を図るとともに、学校体育館への空調機器への計画的な整備にも着手されております。加えて、神戸町を安全で安心して暮らせる居住環境とするための事業として、通学路を中心に防犯カメラの設置を進められました。

また、町全体で環境に優しい社会を構築するため、ゼロカーボンシティを宣言する一方、今年度末には完成が待たれる新エコプラザごうどの移転新築にも着工され、環境型社会への一層の構築にも寄与されております。加えて、地域の強靱化を図るため、防災対策として防災行政

無線のデジタル化にも取り組まれています。

次に、人生100年時代と言われる中、住み慣れた神戸町で安心して暮らし続けるための高齢者福祉対策、介護予防、生活支援、認知症対策など、地域ぐるみの助け合いを促進する一方で、就任当時のコロナ禍で減退したコミュニティーの活性化を図るため、地方創生、住民によるまちづくりの活動の育成と支援にも積極的に取り組まれ、町民と共に施策を実行されています。

続いて、持続可能なまちづくりを進めるため、東海環状自動車道大野神戸インターチェンジ周辺において、優良企業の誘致も進めてみえます。さらには、幹線道路等の整備と維持はもちろんのこと、地域の足である養老鉄道など公共交通への支援にも積極的に取り組んでいらっしゃいます。

他方、行政事務の効率化、住民サービスの向上を進めるため、行政のデジタル化にも対応されるなど、僅か3年半の間にこのように実績を残し、町政を進めていただけたことができたのは、藤井町長自らが先頭に立つ強いリーダーシップを発揮されたからだと思っております。

加えて、藤井町長の厚い人望と温厚な人柄、そして信頼感により、町職員の皆さんと一丸となって尽力されたからだと思っております。

しかしながら、私は、藤井町長が描く神戸町の姿、住み続けたい町、みんなが幸せ、笑顔あふれる町には、1期4年足らずではたどり着くことはできないものと思っております。藤井町長には、これからもより一層強いリーダーシップを発揮されることで、現在、神戸町が直面する課題である少子高齢化に伴う人口減少問題をはじめ、子育て支援と教育環境の整備、計画的な土地の利用促進と企業誘致、高齢者の福祉対策と共生社会の実現、頻発化する豪雨災害や危惧される南海トラフ巨大地震への対応、養老鉄道など地域交通の維持など数多くの課題の解決に向け取り組んでほしいと思っております。

また、その一方で、当然のことながら財政面においては、国や県の補助金・交付金を有効的かつ効果的に活用して、施策の展開をはじめ、ふるさと納税による財源の確保など、健全財政を堅持しながら事業を進めていく必要があると思います。

町民から藤井町長に託された課題はまだ多く、その課題解決に町民の皆さんからは藤井町長に大きな期待を寄せています。

さて、来年度になりますが、令和8年6月に町長の改選期を迎えようとしております。そこで、藤井弘之町長の再選に向けた御決意を伺いたいと思っております。どうぞ町長、御答弁のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

本日は、5人の議員さんより一般質問をいただいております。それぞれ発言順位に従いまし

て、答弁をさせていただきます。

初めに、飯沼議員からの御質問、町長選再選に向けての私の考えについてでございます。

まずもって、ただいまは飯沼議員から身に余る言葉と激励をいただきました。誠にありがとうございます。

御質問でも触れていただきましたが、私は令和4年7月より谷村町政を引き継ぎ、新しく町政をお預かりし、それまでの神戸町職員としての42年余に及ぶ行政経験を生かし、今日まで職員と一丸となって町政発展のために全身全霊を傾け取り組んでまいりました。

私が町長選で掲げたキャッチフレーズ「住み続けたいまち ごと」をつくるため、私の5つの信条であります「スマイル、いつも笑顔で」「スピード、迅速に」「スマート、効率よく」「スムーズ、円滑に」「サポート、皆さんを支える」この5つのSの信条をもって、「元気」「安心」「寄り添う」「輝く」「信頼」の5つのテーマを政策の柱にして、町民の皆様の御期待に沿えるよう邁進してまいりました。

これまでの町政が円滑に進められていることは、議員各位をはじめ町民の皆様からの励ましやお力添えによるものと深く感謝を申し上げる次第でございます。時には厳しい御意見や御指摘をいただくこともありますが、全体的には温かい激励の下、町政運営に関して評価をいただいているものと感じています。

さて、ここで就任後の3年半を振り返り、公約に掲げ、これまで取り組んでまいりました事業を述べさせていただきます。

私は、第1に神戸町が最優先に取り組む課題は人口減少対策であるとの考えの下、まず子育て支援として、幼稚園児から小・中学生までの給食費の完全無償化を実施したほか、子供たちの遊び場の提供と相談支援機能を併せ持つ新しい子供施設として、ごと児童館を整備しました。

また、教育環境の充実を図るため、避難所にも指定されている小・中学校の体育館に対しては、神戸小学校から計画的に空調機器を整備していくとともに、不登校児童・生徒の支援として、神戸中学校に校内教育支援センターを設置し、誰一人取り残さない多様な学びの場を確保しております。

一方で、高齢者など外出困難な方を対象にした送迎支援サービス「ばらタクサービス事業」については、従来まで町内に限定していたものを、新たに神戸町外の4つの指定医療機関にも利用範囲を拡充いたしました。

また、高齢者の健康、介護予防の一体的な取組として、サロンなどの通いの場を活用したフレイル予防の促進、認知症予防の普及についても、町民の皆さんと連携して進めています。さらには、高齢者等を対象とした補聴器の購入助成制度も新たに始めました。

次に、環境対策、脱炭素社会の実現に向けた取組として、昨年2月にゼロカーボンシティ宣言をして、公共施設のLED化や電気自動車等の購入助成を実施し、現在は地球温暖化対策実行計画の策定を進めています。

さらに、手狭になったエコプラザごうどの移転新築事業に着手し、町民の皆様に利用しやすい施設として運営できるよう制度設計を行い、今年度末の完成を目指し事業を進めています。

続いて、災害から住民の生命・財産を守ることは行政の責務であることから、木造住宅の耐震補強工事に係る補助上限額を上乗せして、住宅改修の啓発を進めております。

さらに、頻発する豪雨災害への対応として、河川の水位状況を役場にしながら確認し、災害対応ができるよう、河川監視カメラを神戸町独自で設置するなど、地域の強靱化も積極的に進めています。

また、安全・安心なまちづくりに向けて、通学路を中心にまちかど防犯カメラを50台設置したほか、法改正に伴う自転車用ヘルメットの着用努力義務化に対応するための助成制度を新たに導入いたしました。

次に、東海環状自動車道の整備が進む中、そのストック効果を最大限に生かすよう、組合施行による神戸町西座倉土地区画整理事業を実施し、積極的な企業誘致を進めています。既に3社の優良企業の進出が決まり、さらにもう一社、今年度中には手続が完了する予定でございます。企業誘致により、新たな雇用創出と税収の確保を目指しています。

また、地域住民の声を反映した幹線道路をはじめとする導水路の整備や土地改良事業の推進、また下水道事業については、整備計画の約9割が完了する中、認可区域内の全ての供用開始の道筋が見通せる状況となっています。

さらに、商工業と農業の振興のため、商工会やJAと連携して、中小企業・小規模事業者の販路拡大に係る費用の助成をはじめ、農業資材の高騰による経費の助成制度を実施するなど、地域経済の活性化にも取り組みました。

こうした一方で、町民によるまちづくり活動の活性化と団体の育成を目的としたまちづくり活動助成金制度を創設し、自主的で公益性のある事業を行う団体を支援し、住民のまちづくりへの参画を促進する取組も行いました。

他方、行政のデジタル化の取組としては、窓口サービスにおける利便性の向上のために、マイナンバーカードを利用した「書かない窓口」の導入、コンビニ交付サービスの実施、役場窓口におけるキャッシュレス決済を導入し、行政の事務処理と住民側における手続、この双方の負担軽減を図る取組を進めました。さらに、亡くなられた後の必要な手続をワンストップで行う「おくやみ窓口」を県内でも初めて設置するなど、窓口手続の利便性の向上にも努めました。

こうした様々な施策を進めていく一方で、持続可能な町政を進めていくには、健全財政の堅

持が極めて重要なことでもあります。そのため、町税等の歳入の安定した確保とともに、稼ぐ町政の取組としてのふるさと納税を推進し、財源確保と地域経済の発展の両面にも努めました。

以上のように町民皆様の生活と安全を守るため、刻々と変化する社会情勢をしっかりと見極め、これまでの施策をさらに効果的に推進しつつ、公約に掲げた新たな施策にも積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、「住み続けたいまち ごうど」、そして将来にわたって町民の生命と財産、そして生活の安全を守っていくためには、今の神戸町が抱える様々な課題に対し、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

飯沼議員からも御指摘いただきましたが、人口の減少対策、少子化対策における福祉サービスの維持、老朽化していく公共施設への対応をはじめ、今後の土地利用や防災対策、昨今の急激な物価高騰に対する生活支援、町の魅力発信など、まだまだ対応していかなければならない課題もございます。

私は、こうした課題に対して、これまで以上に町民の皆様のさらなるサービスの向上を図り、今後も事業を進めていく責任と情熱がございます。私自身、幸いにして健康には恵まれており、体力、気力は十分であります。町民の皆様の御理解を頂戴できるのであれば、引き続き町政のかじ取り役としての重責を担わせていただきたいと思います。

2期目出馬に向けて、令和7年度からスタートした向こう10年間の最上位計画である第6次総合計画で掲げた新しい町の将来像「みんなの笑顔 未来につなごう とともに支え合うまち ごうど」の実現に向けて、具体的な施策を実施し、神戸町のさらなる発展と町民の皆様に貢献すべく、強い使命感を持って計画の実現への道筋を立てていきたいと考えております。

これまで以上に町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、心に寄り添いながら、持続可能なまちづくりを進めるため、全身全霊を傾注し、町政の発展に取り組んでいく決意でございます。議員各位をはじめ、町民の皆様方の力強い御支援と御協力を賜りたく、心からお願いを申し上げます。飯沼議員の質問に対する私の再選出馬についての答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 飯沼 満君。

○8番（飯沼 満君） 御答弁ありがとうございました。

今お話を聞きまして、まだ藤井町長自体、やり直したことがあると。

我々も十数年前に西濃は一つということで、合併を多くの方が望んだことがある。けれども、神戸町単独で町でやっていくという決意を議会もしました。そのためにも、今町長が神戸町に対する責任と情熱がまだあると、まだやりたいことがあると、強いお言葉をいただきました。私も議員の一人として、藤井町長に力強く御支援をしたいと思っております。

まだまだ神戸町においては伸びる余地がたくさんあります。今、町としては、新年度に向けての予算編成中だと思います。どうか私の願いとして、議員全員の願いとして、新しいまちづくりのための予算編成を1期4年を締めとするのではなく、継続した形での予算編成を組んでいただきたく思います。

私より若うございますから、体のほうは十分だとは思いますが、非常に元気でございます。お体を御自愛くださいまして、神戸町のさらなる発展のため頑張ってくださいますようお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 飯沼 満君の質問を終わり、3番 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 議席番号3 宮嶋健太郎です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず大問1. 部活動の地域移行・地域展開についてお伺いいたします。

本年10月25日、神戸中学吹奏楽最後の演奏を聞きに行きました。これは活動が地域クラブに移行されることで、神中吹奏楽部としては最後のステージになったということです。これまでの卒部生が集結し、家族や友人が見守る中、現役部員から54歳まで総勢186人が世代を超えて共演されました。その後は、保護者が運営の中心となる吹奏楽団、神戸ローズウインドオーケストラに移行するとのことでした。

学校教育の中で、部活動は重要な位置を占めてきました。また、部活動は生徒の体力向上や文化・科学に親しませ、自己肯定感・責任感・連帯感などを養いながら、人間関係の構築にも大きく貢献してきました。

ところが現在、社会の変化に合わせる形で部活動の在り方が変わりつつあります。その流れに沿って、スポーツ庁や文化庁、文部科学省が中心になり、部活動改革として部活動の地域移行・地域展開が始まっています。

一方で、近年、全国的に教員の成り手不足が深刻化しています。文科省の採用倍率の公表値も過去最低水準であり、特に小学校で顕著です。全国の教員採用倍率は、平成12年（西暦2000年）が13.3倍、こちらをピークに令和6年では3.2倍、うち小学校2.2倍、中学校4倍であり、岐阜県も例外ではなく、教育の質の確保に影響が懸念されています。採用倍率が下がり続ける一因には、大量退職期を迎え、採用者数が高い水準に続いていることもあります。

しかし、採用者数の高止まり傾向に対し、受験者数が減り続けており、教員の成り手不足が深刻になっています。

文科省は、増員を含めて労働環境の改善に取り組んでいますが、教員志望者の大幅な増加にはつながっていません。令和2年度には、文科省から学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が発表され、持続可能な部活動の推進と教員の負担軽減を両立できる取組が動き始めました。

こうした教員の負担軽減、働き方と生徒数の減少という背景の下、国は部活動の地域移行・地域展開を推進していますが、現場では指導者の確保、財源、安全管理の問題、保護者負担など多くの課題が存在しています。神戸町としても、丁寧な制度設計と継続的な支援が必要と考えます。

そこで、町の現状と今後の方針を伺います。

まず1点目、神戸中学校における部活動の地域移行・地域展開についての進捗状況と、現場が感じている課題について伺います。

2点目、外部指導者の登録制度・報酬・研修など、町の取組について伺います。その上で、元教員や競技経験者が登録できる部活動指導者バンクのような恒常的な人材確保の仕組みを検討してはどうでしょうか。

3点目は、広域連携による持続可能な部活動体制についてです。

部員不足によって合同チームを組むなど、近隣市町との広域連携は指導者・生徒の両面で効果があります。神戸町として広域連携をさらに推進してはどうでしょうか。

続いて大問2. 下水道の施設更新、浄化槽との役割分担、財政の持続可能性について伺います。

下水道の老朽化による陥没事故は全国で頻発しており、特に本年1月の埼玉県八潮市では、トラックが転落し、運転手が死亡するといった大規模陥没事故が大きな衝撃を与えました。全国的に老朽化・更新費用の増大、人口減少による収入減が課題となっております。

昨年11月17日には、全国環境整備事業協同組合連合会の人口減少と個別下水道と題した大会が岐阜で開催され、町の職員の皆様たちと私も参加いたしました。その会でも、下水道施設の維持・更新費の増加と人口減少による料金収入・税収の減少により、下水道事業の経営が自治体財政に与える影響について触れられていました。

神戸町の下水道は、平成13年（西暦2001年）に全体計画が決定され、平成19年（西暦2007年）に供用が始まってから現在20年弱となります。平成28年（西暦2016年）10年前になりますが、10年間の神戸町下水道事業経営基本計画がつけられて、ちょうど10年がたとうとしております。来年からまた次の10年の戦略が更新されようというタイミングで、神戸町でも長期的な対応が必要であると考え、以下の点を伺います。

1点目、下水道施設の老朽化状況と、今後更新費用が財政に与える影響の見通しについて伺います。

2点目、未普及区域の整備方針と下水道と浄化槽の最適な役割分担について伺います。

3点目、令和2年4月に国の広域化・共同化計画策定マニュアルが策定され、令和5年3月には岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画がつけられています。人口減少、更新費増加への

対応として、近隣自治体との施設共同化、業務連携など広域化を検討してはどうでしょうか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（宮川一美君） 教育長 岡田勝彦君。

○教育長（岡田勝彦君） 宮嶋健太郎議員からの御質問の第1項目め、部活動の地域移行・地域展開についての第1点目、神戸中学校における地域移行の進捗と現場の課題についてでございますが、全国で取組が進められております部活動の地域移行・地域展開につきましては、神戸町におきましても、令和5年度に神戸町教育委員会、神戸中学校及びNPO法人ごうどスポーツクラブの3者で、スポーツ系の部活動について地域移行に関する覚書を締結し、部活動の地域展開を進めてまいりました。

現在、神戸中学校には、スポーツ系の11の部活と文化系の2つの部活の合計13の部活が活動をしておりますが、今年度までにスポーツ系の8つの部活について地域展開を進めることができしております。今後、スポーツ系の残る3つの部活につきましても、順次地域展開を進める計画としております。また、文化系の部活動につきましては、休日の活動を行っている吹奏楽部について保護者クラブを設立し、今後活動の主体を移行していく計画としております。

なお、現場の課題につきましては、部活動の種目ごとに必要となる指導者の確保でございます。指導者は地域の方であるため、休日や夜間に指導の時間を確保することが難しい方も多く、また競技経験者が少ない種目もあり、指導者の確保が難しい要因となっております。

続きまして、御質問の第2点目、外部指導者の登録制度・報酬・研修など町の取組と、部活動指導者バンクの検討についてでございますが、まず指導者登録制度につきまして、現在、スポーツ系の部活動の指導者には、ごうどスポーツクラブに指導者登録を行っていただき、指導者として活動をしていただいております。また、文化系の吹奏楽部につきましては、保護者クラブが認めた指導者が指導を行ってまいります。

次に、指導者への報酬につきましては、今年度から新たに神戸町からスポーツクラブなどに対しまして、指導者に支払う報酬額を交付金として交付しております。

また、指導者への研修につきましては、登録指導者に県が開催する指導者育成研修会に御出席をいただき、部活動の教育的意義の理解と生徒たちへの適切な指導方法を習得いただいております。さらには、ごうどスポーツクラブにおきましても、年1回指導者研修会を開催しており、生徒への適切かつ安全に配慮した指導に関する講話の受講と指導方法についての意見交換を行っていただいております。

なお、議員お説の指導者バンクにつきましては、ごうどスポーツクラブが行っている指導者登録が指導者バンクの機能を担っていると考えております。ただ、先ほど述べさせていただきましたとおり、指導者の確保が課題となっておりますので、今後もごうどスポーツクラブに指

導者登録をしていただけますよう各種スポーツ団体などにも周知を行うなど、指導者登録者数を伸ばす取組を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の第3点目、広域連携による持続可能な部活動体制についてでございますが、部員数の減少によりチーム編成に不具合を生じる場合などは、これまでも近隣市町との合同チームにより活動を行ってまいりました。引き続き、必要に応じて近隣市町と連携をし、生徒たちの活動の場の確保を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、部活動の地域展開は、生徒が将来にわたって継続的にスポーツや文化活動に取り組むことのできる体制を構築することはもとより、教員の働き方改革におきましても必要な取組であると考えております。今後も神戸中学校及びごうどスポーツクラブなどと連携をし、部活動の地域展開を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、宮嶋健太郎議員からの第1項目めの御質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 宮嶋健太郎議員からの御質問の第2項目め、下水道事業についての第1点目、下水道施設の老朽化の状況と今後の財政見通しでございますが、神戸町の公共下水道事業は、平成13年3月に全体計画を策定し、平成14年度から下水道管布設工事を開始いたしました。さらに、平成19年3月には浄化センター完成とともに一部供用を開始し、現在18年が経過しております。

御質問の下水道施設の老朽化の状況についてですが、まず浄化センターにつきましては、汚水処理工程に係る多くの設備がこのセンターに設置されておまして、計画的な維持管理が必要となります。神戸町では、令和2年度に国土交通省のガイドラインに基づきストックマネジメント計画を策定しておまして、当計画に基づきまして、機械設備等の更新を順次進めております。また、今年度からは、センター内の中央監視制御装置の改築工事を進めていきます。

次に、汚水を圧送するマンホールポンプ場については、耐用年数がおおむね15年とされており、事業当初に設置されたものは、順次、耐用年数を抑えるため、必要に応じて修繕・更新を行い、引き続き維持管理に努めてまいります。

一方、下水道管路につきましては、耐用年数はおおむね50年とされており、当面は大規模な更新等は見込んでおらず、点検・清掃等により機能維持に努めてまいります。

次に、今後の財政見通しでございますが、神戸町では総務省からの通知に基づき、平成28年度に神戸町下水道事業経営戦略を策定し、中長期的な視点から財政健全化に取り組んでおります。経営戦略の内容に基づき、管路整備期間を再検討いたし、年度間の事業費を平準化することで収支の均衡を図ることで、一般会計からの繰入金金の抑制に努めております。

経営戦略の中では、一般会計からの繰入金の最大額を6億円程度と見込んでおりましたけれども、実際には想定より抑制された金額で推移しているところでもあります。また、当経営戦略は、経営期間の10年を経過するため、現在、経営戦略の見直しと更新を行っているところでございます。

下水道整備の完了以降は、事業運営の比重が建設から維持管理へと移行するため、施設の老朽化による修繕や改築に係る事業費の増大が想定されます。今後も引き続き、計画的な投資と財政負担のバランスを考慮しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

続きまして、御質問の第2点目、未普及地域の整備方針と、下水道と浄化槽の最適な役割分担についてでございます。

下水道の未普及地域については、残すところ3地区の整備となります。引き続き事業量の調整や国庫補助金の有効活用と確保に努めるとともに、財政負担を十分に考慮しながら、事業の平準化により計画的に進めたいと考えております。

下水道と浄化槽の役割分担につきましては、下水道事業認可区域内においては、順次、下水道整備を計画的に進めていくこととなります。その一方で、認可区域外においては、合併浄化槽補助金を交付し対応しております。

いずれにいたしましても、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に向け、町民の皆様が安心・安全かつ適切に汚水処理ができるよう、引き続き体制を整えてまいります。

最後の御質問、3点目でございます。近隣自治体との施設の共同化や業務連携等の広域化についてでございます。

現在、神戸町では、令和5年3月に岐阜県策定の岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画に示された瑞穂市及び池田町との広域化・共同化について、圏域ブロック会議等で各市町の事業概要や経済施策、また各種課題等について情報共有し、協議を行ってまいりました。

今後も引き続き、近隣自治体と情報共有を図るとともに、効率化による経営基盤の強化と持続可能な汚水処理体制の構築を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、宮嶋健太郎議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） それでは、大問1. 部活動についての再質問に移ります。

国では、今年11月に超党派の議員連盟が発足し、部活動地域移行・地域展開の財源確保の法整備の検討に入ったとの報道がありました。文科省も予算を令和5年度28億、6年度は47億、7年度は66億と増額してきました。

しかし、実際には指導者の謝金などで年間数百億円必要とされており、国の予算が追いついていないのが現状と理解しています。御答弁の中でも、指導者不足が課題として上げられました。現実問題として謝金の低さも原因の一つだと思われます。

そこで、町として外部指導者への報酬の増額、またはその検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川一美君） 教育委員会調整監 小野 健君。

○教育委員会調整監兼生涯学習課長（小野 健君） ただいまの御質問につきまして、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、今年度から新たに指導者報酬分として町からスポーツクラブなどに対して交付金を交付開始したところでございます。

財源につきましても、今後、国や県の補助政策など十分動向を注視してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 御答弁ありがとうございます。

価値ある地域展開なら予算化の優先度は高いと考えますので、今後とも他市町の状況、国や県の施策、政策を踏まえて、御検討をよろしくお願いいたします。

以下、大問1についての意見になります。

(2)で私が提案した指導者バンクは、指導が決まってから登録してもらうものではなくて、指導ができる可能性のある競技経験者や元教員の方に広く登録してもらい、地域全体で部活動を支える仕組みを考えております。即指導できる人の登録ではなくて、可能性のある方に登録しておいてもらう、そういう形でバンクの裾野を広げてはと考えております。また、比較的小規模の自治体である神戸町こそ機能するのではと考えております。指導者バンクの前向きな検討をお願いいたします。

部活動先進地として、岡山県赤磐市の磐梨中学校の紹介をさせていただきます。

同中学では、地域指導者を大量に活用しております。地域道場やクラブチームとも連携し、30年以上地域指導者が活動を支援しているとのことです。

具体的な活動例としましては、磐梨ドリームタウンプロジェクトという地域を挙げた活動推進のための委員会が組織され、この枠組みの中で地域指導者の発掘・活用が進められています。多様な指導体制で、例えばソフトテニス部では、卒業生を中心に6名の外部指導者が活動しています。吹奏楽部や美術部でも地域指導員が配置され、パート練習の指導補助や共同作品の制作支援などが行われています。

指導者の専門性向上、教員の負担軽減、制度の満足度向上を目指しつつ、学校・家庭・地域

が一体となって持続可能な仕組みを構築しています。ぜひこのような事例も参考にしてください。

また、岐阜県では、先ほど御答弁いただきましたように県とスポーツ協会が共催する指導者研修など、地域展開に積極的に取り組んでいることと思います。ぜひいろいろな研修に参加してもらおうよう働きかけながら、神戸町においても国・県との連携を強め、丁寧に進めていただきたいと思います。

(3)では、競技人口の減少による廃部やチームが組めない事例を防ぎ、教育効果を維持するために広域連携の定期的な協議の場が必要だと考えております。近隣市町の教育委員会との意見交換の場を持つなど、今後御検討をお願いいたします。

それでは、大問2. 下水道についての再質問を行います。

下水道事業認可区域の整備が進み、ほぼ整備が終わろうとしています、その整備状況はどうなっていますでしょうか。

また、今後の財政を考える上では、接続率向上が収入増加に必須だと考えますが、令和6年度時点の接続率と今後の見通しはどうなっていますでしょうか。

○議長（宮川一美君） 上下水道課長 山崎裕之君。

○上下水道課長（山崎裕之君） 宮嶋健太郎議員御指摘のとおり、下水道の事業認可の区域の整備につきましては、今年度、加納・瀬古の一部が完了しますと、残すところ加納・柳瀬の一部、中沢地区のみとなります。下水道普及率で言いますと、令和6年度末91.7%となっております。

また、下水道の接続率ですけれども、こちらにつきましては、直近の令和7年度11月末で52.6%となっております。

また、今後の見通しについてでございますけれども、過去3年間の実績から、年間100件から150件の接続を見込んでおります。

[3番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 御答弁ありがとうございます。

整備率が91.7%ということで、今後下水道工事は減っていくと思います。これからも補助金などを活用しながら、期間を分けながら負担が少なくなるような形で行われていくと思いますが、これからもしばらくは償還が続いて、一般会計からの繰入れはより必要とされる期間となってくることと思います。整備が終わってからも、今後は老朽化更新事業のために収入を増やしていかなければなりません。接続率は今後の町の財政に直結しています。人口減少の中、下水道整備地域の浄化槽の切替えタイミングなども捉えて、接続率向上に努めていただきたいと思います。

以下、意見になります。

2番目の未普及対策下水道と浄化槽の件については、将来的には下水道単独では費用対効果が低い場合もあり、単純に延伸しないという判断は正しく、地域に応じ浄化槽と役割分担が必要と私も考えております。しかし、地域による役割分担した中での接続率向上は今後も必要ですので、引き続き働きかけをよろしくお願いいたします。

3番目の広域化については、国も県も推進しており、隣接自治体との情報交換は、揖斐川右岸の近畿ブロック会議や、それから県の広域化・共同化計画にあるように、瑞穂市、それから池田町とも検討を重ねているとのことでした。神戸町には下水能力にまだ余裕があると聞いておりますので、他市町からの受入れにより収入を増やすこともできます。ぜひ今後とも広域化・共同化を進めていただきたいと思います。

以下、まとめになります。

部活動についてですけれども、私も学生時代、中学・高校・大学と部活動やサークルで先輩・後輩との関係や、目標のために時にあつれきを生じて、それをどう調整しつつ協力していくかを学びました。

神戸町では、吹奏楽部のOB・OGによる先日しました合同演奏会や、それから野球部と、それから40歳以上のGOBとの交流試合なども定期的に行われており、地域の大人が関わる部活動が育まれております。今後も、町・学校・教員・指導者・地域が連携して取り組まれることを期待いたします。

部活動の地域移行をただ教員から外部指導者に移すという意味ではなく、教員も携わりながら地域で支える地域展開となっていきたいと思います。少子化で子供は減っていますが、子供は地域の宝です。教員の働き方改革も叫ばれる中、現場の負担を減らしつつも、部活動で様々なスポーツや文化に触れる機会と、その教育効果を保ちつつ、神戸町に合った形での部活動の地域移行・地域展開をよろしくお願いいたします。

下水道については、今回下水道の質問をするに当たって浄化センターの視察をさせていただきましたが、現場を見る中で、その規模感に驚きました。また、町の下水道事業経営基本計画、国の広域化・共同化計画策定マニュアル、そして県の汚水処理事業広域化・共同化計画をチェックする中で、下水道事業が本当に長期的視野と広域的視点が必要で、大局観とバランス感覚の要る事業と分かりました。

接続率の向上と広域化による収入確保は、下水道財政の平準化と持続可能性の確保に寄与すると考えます。今後も議論を深めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君の質問を終わり、4番 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） 議席番号4番 小川榮一。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは、養老鉄道についてです。

まず初めに、養老鉄道の不祥事についてお尋ねします。

養老鉄道は、2018年（平成30年）1月1日から公有民営化になりました。上下分離方式で、上部に当たる運行は近鉄グループの子会社、養老鉄道が担い、下部に当たる鉄道施設・車両の保守管理は、沿線市町で構成する一般社団法人の養老線管理機構が担っています。言わば、鉄道施設・車両等は、沿線市町の税金によって支えられております。

近年、残念ながら養老鉄道の不祥事が相次いで報じられ、全国ニュースになっております。とりわけ、今年の11月12日に発表されました無免許運転は衝撃的でした。発表によりますと、20代の駅係員が6月、7月の2回、正規の運転手が業務で席を離れた際に運転席に座り、乗客のいる列車を計16分間にわたり運転していたとのこと。この16分間は、神戸町内の広神戸駅ー北神戸駅間と東赤坂駅から美濃本郷駅間だと報じられております。

自家用車でも無免許運転の罰則は、3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金という重い刑事罰が科せられます。公共交通の鉄道で、しかも乗客が乗っている電車を無免許運転するとは言語道断の行為だと思います。まかり間違っても重大事故に発展すれば、人命を危険にさらすことに加え、沿線市町の養老鉄道を支える負担がさらに重くのしかかります。養老鉄道に対して、沿線市町から懸念の声を上げるべきだと考えますが、どうでしょうか。

2点目、無人駅につきまして、養老鉄道の駅は27駅あり、そのうち19駅が無人駅になっております。無人駅にはいろいろな問題を抱えています。

環境面ではポイ捨てごみがあります。ごみを拾わないとどんどん増え、家庭ごみや危険ごみを捨てられるようになり、無人駅はごみ捨て場になってしまいます。

安全面では、目の不自由な方、体の不自由な方など、障がい者の方の乗降での安全面の不安もあります。また、心ない方のいたずらも見受けられます。特に整理券ボックスの整理券の紙を全て引き出して周辺にばらまくとか、駅トイレをわざと詰まらせる行為などがあります。そのほか、無人駅であるため、無人駅から無人駅間の運賃の回収がうまくいかないことも見受けられます。

このような無人駅について、管理面でどのように考えてみえるのでしょうか。無人駅の安心・安全の取組の一つとして、樽見鉄道、兵庫県北条鉄道、JR各社などが無人駅ボランティア駅長制度を取り入れております。これは、駅の清掃、利用者の見守り、地域の活性化などを目的として、地域住民などがボランティアで駅長を務める制度です。この制度を養老鉄道でも検討してはどうでしょうか。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 小川議員からの養老鉄道についての御質問の第1点目、養老鉄道の不祥事についてでございますが、このたびの養老鉄道による列車の無免許運転は、公共交通機関の運行に携わる事業者として、決してあってはならない重大な問題であり、非常に遺憾に感じております。

また、今年5月にも運転手がアルコール検査を受けずに運転業務を行ったことが発覚し、その際に社員への教育・指導を徹底し、信頼回復に努めると誓ったばかりであります。ましてや、現在、沿線市町において、国の補助制度を活用してより一層の支援を進めていくところでのこうした事態は、本当に残念でなりません。

神戸町といたしましては、養老鉄道に対して、今回の事態を厳粛に受け止め、改めてお客様を安全・安心に目的地までお運びするという鉄道事業者としての使命を、経営陣を含め社員全員で強く認識し、安全管理体制の総点検を行うとともに、法令遵守の徹底と再発防止を図り、信頼回復に努めるよう強く求めています。

続きまして、御質問の第2点目、無人駅の管理についてでございますが、無人駅については、将来にわたって養老鉄道や養老線管理機構をはじめ、沿線自治体と地域の皆さんが連携して適正に維持管理していくことが重要でございます。

神戸町内にある3つの駅の無人駅におきましては、現在、小川議員も所属されていますが、どうぞ養老鉄道を守り育てる会の皆さんを中心に、駅舎や周辺の環境整備に御尽力いただいております。深く感謝申し上げますところでございます。

また、ほかの沿線市町でも、守り育てる会などのボランティア団体の皆さんによって、駅の環境が保たれています。小川議員お説のとおり、無人駅の日常的な環境整備や利用者の見守り等を中心に活動するボランティア駅長制度については、地方鉄道などを中心に取組をされている事例がありまして、景観の向上と駅周辺の活性化に加え、地域と鉄道の関係づくりにも大きな成果を上げているものと承知しております。

神戸町といたしましても、こうした鉄道と沿線住民との結びつきが強まり、駅の環境維持につながっていく事業は大変有効であるというふうに考えております。現在、沿線市町では、養老線の利便性を高め、今後の活性化等施策を協議する養老線リ・デザイン協議会において、養老鉄道におけるマイレール意識を醸成し、さらなる利用促進につながる様々な施策を検討しております。そのため、協議会等を通じて提案してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

以上、小川議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございます。

ネットによりますと、養老鉄道には職員の方114名の方が働いてみえます。真面目に定時運行、安全運行に気をつけられて、毎日運転されていて、本当に今回の不祥事、養老鉄道に対して全体のイメージが悪くなったということにつきましては、非常に残念でなりません。こういった不祥事がありますと、臨時の会議が開かれて事件の説明とか、あるいは今後こうしていきたいというような説明が会社からあると思いますが、会社から協議会に対しまして、臨時のそういうような会合とか、そういうのは予定されているでしょうか。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 今回のこの事件に関しましては、報道後、養老鉄道の宗藤社長が各沿線町を回られました。神戸町にもこの事態の報告と謝罪がございました。

また、今、小川議員がおっしゃいました協議会でのということでございます。実は、今月22日、沿線市町の首長が全て集まります、いわゆる協議会の本体会議が開催される予定でございます。改めて社長のほうから報告と謝罪があるというふうに聞いておりますけれども、その際に、しっかりと神戸町といたしましても、法令の遵守、再発防止をしっかりと求めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） よろしくお願ひしたいんですけれども、今回の事件をやはり新聞等で読んでいますと、いろいろな疑問が湧いてきます。

例えば、無免許運転で広神戸駅から北神戸駅間の3分間、ちょうど正規の運転手が離れた隙に、この駅員が座って勝手に運転してしまったと。こういうことがあれば、その運転手は管理職に対してこういうことがあったという報告をして、その職員に対して業務を変えとか、そういうことがやっぱりなされるべきだと思うんですけれども、それがなされずにそのまま放置されてしまったと。さらにその後、東赤坂駅から美濃本郷駅までということで、ずっとこの管理体制はどうかという、これは非常に疑問に思うんですね。

それと、今の町長お話しされましたように、5月にアルコールチェックの問題がありました。この問題は、アルコールチェックというのは、会社のルールではなしに国の決まりなんですけれども、これは必ずやらなきゃならない。業務の前にアルコールチェックをして、業務が終わってもアルコールチェックをすると。

ところが、60代の運転手は、自分は酒を飲まないという自己申告でアルコールチェックをし

なかったと。アルコールチェックをしないと、国のルールでは運転してはならないと、そうなおるんですね。それを無視している。それで助役は、そのうその数値を記録していたということで、このアルコールチェックは1年間記録を保有しなきゃならないという、そういうルールになっておりまして、そしてきちんとその記録も残さなきゃならないということで、その数値をずっとうそで固めていたと。

さらに、15人の助役のうち11名が黙認していたと。こういうこともありまして、こういう管理体制に対して、非常に今後このままだと本当に重大事故に発展しかねないこともありますので、やはりこの点、町長のほうから厳しく指摘していただきたいと思います。

それと、こういうことが続きますと、やはり近鉄時代の制度疲労が来ているんじゃないかなと思うんですけども、養老鉄道の社長というのは本社の西大垣にいないということで、名古屋に見えて、名古屋で近鉄の常務と、それから三重の四日市のあすなろう鉄道の社長と養老鉄道の社長という3つの仕事を兼ねているんですけども、これだけいろいろ問題が発生して、兼務の体制で果たして立て直しができるのか。やっぱりここはしっかりと引き締めていただいて、専任で取り組んでいかないと、養老鉄道の再建にならないんじゃないかと思いますので、その点につきましても、やはり町長のほうから話していただければありがたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 当然、沿線市町、7市町ございます。神戸町からももちろんそうなんですけれども、沿線市町の首長が協働して申し入れ、強く要望したいというふうに思っていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） よろしく願いいたします。

今回、本当に不祥事で信頼を損なっている養老鉄道ですけれども、先ほどボランティアがいましたが、無人駅を黙々と清掃している方も見えます。神戸に限らず沿線市町でやってみえますし、それから雪が降れば、よく言われるんですけども、養老鉄道は安心だからということで、日頃は自家用車に乗っている方も雪が降れば養老鉄道を利用されるというようなことで、非常に地域の信頼が厚いので、信頼回復のために、さらに養老鉄道さんには努力していただけたらと思ひまして、町長のほうから、沿線市町の各市町のほうから、やはり言うべきことは言っていただいて、再建に向けて努力していただきたいなと思っております。

以上で小川榮一の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 小川榮一君の質問を終わり、ここで11時まで休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（宮川一美君） 休憩を終わり、会議を続けます。

2番 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） おはようございます。

休憩明け、議席番号2番 大場光晴。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

今回の質問は2点。1点目は、各地区の土地改良区の用水について。もう一点、2点目は、小・中学校の卒業記念品について質問させていただきます。

それでは早速ですが、1点目の各地区の土地改良の用水について質問いたします。

現在、神戸町内には揖西・揖東・南部土地改良区が存在していますが、水上の水田に水を入れる場合などに、昔の昭和の頃は、水が入るのを待って適時止めたり管理されていましたが、兼業化が進み、なかなか水田についていることはできなくなったため、悪水に流れ出してしまおうということも増えてきています。

よって、一番水下の南部土地改良区の農業用水の供給は悪く、西濃用水からの農業用水では不足し、多くの農事用揚水ポンプを利用して何とか維持しています。また、水田用の農事用揚水ポンプは、当初町において設置されたとか、受益者が構成する水利組合に設置されたということを知っていますが、どちらにしても設置からかなり年月がたっており、老朽化が進んでいます。

また、それに西濃用水に納める賦課金については、揖西土地改良区は10アール当たり、約1反当たり約426円、南部土地改良区に関しては10アール、約1反当たり約833円必要となっています。これは、南部土地改良区は揖西土地改良区の約2倍の賦課金を納めていることとなります。

一方、町からの補助金としては、10アール当たり、1反当たり約1,300円であり、一律となっています。そのため、南部土地改良区の経常賦課金、いわゆる受益者が土地改良区に納める金額は、10アール、約1反当たり900円納めています。揖西土地改良区は経常賦課金と井水賦課金の2つありますが、それを合わせても400円で済んでいます。半分以下ということです。それだけ少ない賦課金を納めているのですが、揖西土地改良区は余剰金が南部よりも数倍になっており、かなり揖西土地改良区は余裕のある資金繰りで運営されています。南部土地改良区に関しては、ぎりぎりの資金で賄っていることとなります。

よって、土地改良区の農事用揚水ポンプが老朽化して修繕が必要になったとき、費用が高額で土地改良区が保有している維持管理費積立金ではとても足りません。また、修繕が必要な農

事用揚水ポンプは、今後次々と出てきています。

そこでお尋ねします。

このような状況を踏まえ、以下の点について町の見解をお伺いします。

現在、町内にある水田用の農事用揚水ポンプは、どの土地改良区にどのぐらい存在しているのですか。

2番目として、農事用揚水ポンプの修繕が必要になったときは、地元の受益者では対応し切れないため、町が修繕をすることはできないか。

2点目の小・中学校の記念品について質問いたします。

現在、神戸町では、小学校の記念品は国語辞典で、中学校の卒業記念品は印鑑となっています。現在、IT化が進み、小・中学生はタブレットを使っています。国語辞典の使用頻度や印鑑の使用率が減っている中、小・中学生の卒業記念品に国語辞典や印鑑を贈ることは時代にマッチと考えます。

卒業記念品は、他市町においても近年ではかなり変化してきています。デジタル化やキャッシュレス等を考慮し、地域性を生かした記念品など、各学年で協議・相談して考え出すこともいいかもしれません。

国語辞典については、中学生になって使う機会が減っており、スマホやタブレットで調べることが主流になっています。また、机の本棚に置かれ、結局使わずに終わってしまう。重くて持ち運びするのに持ち歩きしづらい。読書好きや言語に関心のある生徒にはよいが、全員が喜ぶとは限らない。デジタル学習の普及により、古くて硬い印象がある。既に持っている家庭もあり、重複しやすい。新語・流行語など、言葉の改廃が行われていないなど意見が、お聞きすることがあります。

もう一つ、印鑑については、紛失のリスクがある。キャッシュレスや電子署名の普及により使用機会が減っている。結婚や名字の変更で記念品なのに使えなくなる。個人によっては姓名判断によるデザインや書体の好み異なる。名字のみ、名前のみ、縦文字、横文字など選択できるということですが、同じ名字や名前の個人は同じ印鑑になってしまう。よって、思い出や記念品としての象徴にも欠けてしまうように思われます。

そこでお尋ねします。

せっかくならニーズに合ったものにしていただきたく、現在の卒業記念品から時代に合ったものに変更していくことはできないでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 大場議員の御質問の第1項目め、各地区の土地改良区の用水についての

第1点目でございます。

現在、農事用揚水ポンプは、どの土地改良区にどのぐらい存在しているかでございます。

神戸町の水田は、西濃用土地改良区連合の受益地内であることから、揖西・揖東・南部土地改良区内の全ての水田が西濃用水から農業用水を取水しております。

しかしながら、地形・地域的な要因等により西濃用水の通水量が少ない地域では、西濃用水を補う形で水田用の農事用揚水ポンプが設置されており、現在、町内には20台が稼働している状況となっております。その内訳といたしましては、南部土地改良区内の受益者で構成する団体が管理するものが12台あります。その一方で、排水路改良工事等に伴う機能保障により、神戸町が管理しているものが8台となっております。

続きまして、御質問の第2点目、ポンプの修繕が必要となった場合、神戸町において修繕をすることができないかでございますが、議員お説のとおり、水田用の農事用揚水ポンプは、当初の設置以来相当の年数が経過していることから、老朽化が進んでいることは承知をしております。農事用揚水ポンプの維持管理については、管理者が行うことが原則となっております。そのため、神戸町が修繕等を実施することに関しましては、近隣市町村の状況等を参考にしながら、今後の研究課題とさせていただきますので御理解賜りたいと思います。

なお、第2項目めの質問に対しては、教育長から答弁させていただきます。

○議長（宮川一美君） 教育長 岡田勝彦君。

○教育長（岡田勝彦君） 大場議員の御質問の第2項目め、小・中学校の卒業記念品についてでございますが、卒業記念品につきましては、毎年、学校の意見を聞いた上で児童・生徒に適したものを検討しております。現在、令和8年度の記念品について各校の意見を聞き、検討しているところです。

今後時代やニーズを考慮しながら卒業という節目を祝い、未来への期待・エールを伝えるものとなるよう検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、大場議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） ありがとうございます。

1番目の農事用揚水ポンプは、ほとんど南部土地改良区に存在しているということですので、今後ますます費用負担が増大していくこととなります。農家が大変厳しい中、揖西土地改良区の地域の方と南部土地改良区の方では費用の負担が著しく違うことは、同じ町内でありながら不公平感を感じます。ぜひ、少なくとも農事用揚水ポンプに関しては、町のほうで負担していただけますように考えていただきたいと思います。

また、少子高齢化で農業人口が加速度的に減っていく中、農家においては町道の路肩の草の管理も行いながら頑張っている農家に、ぜひ修繕代及び電気代においても町の施策で行っていただきたく、早急に御検討をお願いしたいと思います。

1点目の質問に関しては、これからの将来性のある農家に対する町長の御英断を期待しております。

2点目、卒業記念品に関しては、これからまた新たに検討していただけるということですので、実用的な自転車用のヘルメットとかばら菜グッズ、クラスや学校をデザインしたエコバッグなど、関係する皆さんで考えた記念に残るものを選択にするようなことは可能でしょうか。

○議長（宮川一美君） 教育課長 野下あゆみ君。

○教育課長（野下あゆみ君） 選択制につきましては、御意見として参考にさせていただき、日頃から子供たちに直接関わっております学校の意見も聞きながら、時代のニーズを考慮し、記念品となるものを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） 今後は、より時代やニーズに合ったものを各市町よりも早めにそういう意見を取り入れながら、先進的な動きをしていただきたいと思いますので、ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、各地区の土地改良区の用水についてと、小・中学校の卒業記念品について質問させていただきました。ありがとうございました。これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（宮川一美君） 大場光晴君の質問を終わり、10番 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 10番 鈴木愛子でございます。

最後の質問者となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

新年度予算編成に対する基本姿勢です。毎年行っておりますが、今年もよろしくお願いいたします。

国では、長く続いた自公政権から、新たに自民と維新による高市自民・維新政権が誕生しました。両党が交わした20項目の合意内容には、今国会で争点となっている議員定数の削減問題や大軍拡予算等が盛り込まれておりますが、残念ながらさきの参議院選挙で大きな民意が示された消費税の減税などが後回しになっている状況は、極めて遺憾であります。

さて、こうした中で、今、国民は止まらない物価の高騰に本当に苦しんでいます。先日行われた岐阜県の世論調査でも、生活が苦しくなったという人が61.9%と過去最高を示したことが報道されました。今、国・県・町を通じての政治の責任は、何よりも物価対策の強化や医療・

介護への支援など、生活に直結する支援策に思い切って予算を投入することではないでしょうか。

私ども日本共産党中央委員会は、こうした立場から、先日、新年度の予算の実現を町長に対して要望いたしました。それを踏まえて、以下3項目にわたり質問をいたします。

まず、(1)厳しい行財政運営の中、民生の安定を使命とする地方自治体として、新年度予算編成にどのような基本姿勢で臨まれるのか、お尋ねをします。

(2)財政力の強弱を示す財政力指数は、この5年間どのように推移しているのか。

(3)物価対策として国が示している重点支援地方交付金が有効利用と支援が期待されているところですが、どのような支援策を考えているのかお尋ねいたします。

大きい2番に移ります。

自治組織などへの町の適切な支援の必要性についてであります。

将来の豊かなまちづくりや防災対策には、言うまでもなく住民のつながりや絆の強化が求められます。しかし、近年、少子高齢化の進行や影響、さらには若者の価値観の変化などから、自治会組織など、いわゆる社会活動・教育活動などにおける自治組織関係組織の皆さんは、その運営に本当に苦勞されており、このままでは存続すら危ぶまれる事態になるのではないかと懸念しています。自主性・自治的組織の在り方については、町として直接的な関わりは難しい場合もありますが、今後のまちづくりの土台と言える自治組織の在り方に対し、必要な調査、適切で系統的な対策と支援が求められているのではないのでしょうか。

大きく2点、よろしく願いをいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 鈴木議員の御質問の第1項目め、新年度予算の予算編成に対する基本姿勢についての第1点目、どのような姿勢で新年度予算編成に臨むかについてでございますが、国内景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、雇用・所得環境は改善する中、各種政策の効果もありまして、緩やかな回復基調が続くと期待されております。

しかしながら、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価高騰により、個人消費は依然として力強さを欠いているものと考えております。

また、国においては、令和8年度予算において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源は確保する一方、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する方針を打ち出しています。

さて、御質問の神戸町の新年度予算編成の基本的な考え方については、物価高騰の影響や人件費の増加が見込まれ、先行きを見通すことが依然として困難な状況の中、将来にわたって持

続可能で安定的な財政運営が行われるように、社会情勢を的確に捉え、弾力的な予算編成を行っていきたくと考えております。

現在、新年度予算編成中ではありますが、限られた財源を緊急性や町民ニーズの高い事業へ重点的に配分することを念頭に置きました予算編成を進めております。また、11月末には、政府において強い経済を実現する総合経済対策が閣議決定されるなど、物価高騰による家計への影響は極めて厳しいことは十分承知しております。

このようなことを踏まえまして、物価高騰対策の支援策をはじめ、安心・安全の向上に重点的に配分するなど、町民の皆さんの生活を守り支える施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の第2点目、この5年間の財政力指数の推移についてでございますが、町の財政の健全度を測る一つの指標であります財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値であります。

ここ5年間の数値といたしましては、令和2年度は0.71、令和3年度は0.68、令和4年度は0.66、令和5年度、令和6年度はともに0.63となっております。

なお、令和6年度の県内42市町村の平均値は0.55、町村だけでいいますと0.50となっております。神戸町は、県内21の町村の中では4番目、県全体42市町村の中では13番目のいわゆる良好な数値となっております。

続きまして、御質問の第3点目、国の重点支援地方交付金を活用した支援策でございます。

この交付金を含む令和7年度国の補正予算については、現在まさに国会で審議されております。交付対象事業としては、エネルギー、食料品、化学等の物価高騰を受けた生活者等の支援を主たる目的としておりまして、交付金による支援の効果が生活者に直接的に及ぶ事業とされております。

内容といたしましては、米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するため、プレミアム商品券や地域ポイント、いわゆるおこめ券、または食料品の現物給付などの支援のほか、ガスや灯油をはじめ水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための生活者支援がその中心となっております。

交付金の対象や支給額については、全国一律ではなく、地域の実情に応じて市町村に配分され、またその運用についても市町村が判断することとなっております。そのため、国の補正予算が成立いたしましたら、速やかに補正予算を編成し、物価高騰に際し、住民の生活に直結する町独自の有効な支援策を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

続きまして、御質問の第2項目め、自治組織などへの適切な支援についてでございます。

自治会は、地域に住む人たちが自主的かつ主体的に活動する住民自治組織で、住み慣れた地域で住民同士がつながり、また支え合い、地域の諸課題を対応しながら、安全・安心・快適に暮らし続けていく地域社会活動の基盤であります。

現在、神戸町では49区の自治会があり、それぞれの自治体において、区長さん方のリーダーシップの下、地区の特色を生かしながら、行事や様々な問題解決に向けた幅広い活動に取り組まれていらっしゃいます。

しかしながら、議員お説のとおり、近年は少子高齢化の影響による役員の高齢化や担い手不足、またライフスタイルの変化と価値観の多様化による自治会加入率の低下、さらにコロナ禍以降、各地区行事等への参加率の低下が顕著になるなど、自治会において多くの課題に直面していることは十分承知しております。これらの自治会は、地域の絆を育み、防災や見守りといった重要な役割を果たしているだけに大変重要な問題であると考えております。

神戸町といたしましては、こうした各自治体が抱える問題について各区長さんからお聞きをいたしまして、現状把握に努めるとともに、適切な自治会運営ができるよう助言するなどの相談支援を積極的に行っております。さらには、財政的な支援といたしましては、各区への自治会活動謝礼金、並びに区長さんへ直接活動謝礼を支出してございまして、子ども会や老人クラブ等の活動に対しても交付金を交付しております。

いずれにいたしましても、地域住民の方々が安全・安心して暮らしていくためには、自治会活動は大変重要であると認識しております。また、地域の諸課題の解決をはじめ、住民ニーズの把握など、行政をスムーズに運営する上で自治会の果たす役割は非常に大切であり、必要不可欠であると考えております。今後とも自治会と町とがより一層連携を密にし、課題解決に向けて取り組むなど、引き続き自治会への支援を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、鈴木議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。

まず1番の新年度予算に関連してお尋ねをします。

国の予算編成が出てまいりました。先ほど町長も答弁の中でお答えいただきましたが、内閣府から事務連絡が11月28日付で出されています。自治体に可能な限り年内に予算化を求めるという内容なんです。まず一つとしては、総合経済対策が閣議決定された11月21日付の重点支援地方交付金の拡充についてということでもあります。2つ目は、補正予算が閣議決定された11月28日付の令和7年度補正予算第1号案の閣議決定を踏まえた重点支援地方交付金の取扱いに

ついてです。

これらの事務連絡では、前文で、可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めていただきますようお願いいたしますと強調しています。成立を前提に自治体での具体化を急ぐように求めているわけですが、町長のお答えでは、これが成立するまでは表に出せない、決められないというような内容だったと思いますが、全国では既に行われている、例えばおこめ券ですが、私はよいとは思いませんが、そういうものがもう既にテレビや新聞報道で、まるで全国で配付するかのように決まったような報道のされ方を当初はしておりました。

おこめ券に限ってでは、やはり住民の方には広く喜んでもらえる内容ではないと思いますので、おこめ券であっても、それが幅広くいろいろなものに使えるというものになるべきだと思います。ぜひ、そのようによりよいものを行政として考えていただきたいと思います。そして、決まった時点で速やかにそれを町民にお渡しし、喜んでいただける内容になるように努力していただきたいと思います。

それから財政力指数ですが、県下で4番目、大変いいです。これだけいいということは、今度の重点支援にまず上乘せをしてもいいくらいだなと思うんですけど、神戸町としては、1番目の質問の中で大変素晴らしい事業が進められています。子供の給食費無償化、これが県下でもいち早く進めていただいている。クーラーも各教室に全てついている。それが今度は屋内体育館、こういうものにも徐々につけられている。私は、何かあったときには、できればもっと早く全ての体育館にはつけていただきたいと思いますが、これも順序があるようですので、じっと我慢しておりますけれど、その点では神戸町としては財政力指数がいい上にいい政策が行われているわけですので、住民に喜んでいただけるように重点支援の上乗せももしあれば、お願いしたいなと思います。

今まで、コロナ禍のときに水道料金の基本料金免除、そしてごみ袋の配付、これはいつもやっていたけど、3回、4回とやって、これは大変人気があります。住民の声としては本当に助かっているという点では、またこれかと思う人も中にはあろうかと思いますが、続けて行えれば行っていただきたい。そう思っております。

以上の点でどのように考えていらっしゃいますか。先ほど答弁していただいたけど、そのような内容でよろしいでしょうか。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 鈴木議員、今おっしゃいましたように、今回の国からの重点支援地方交付金、この趣旨をよく踏まえまして、まず食料品の物価高騰に対する生活支援ということが第一位に上がってくると思っております。

また、私としては、町民の皆さんに幅広く支援が届くように、また子供さんがいらっしゃる

家庭もあります。子供さんのほうの家計支援についてもつながるような支援策を現在いろいろ考えているというものでございます。

いずれにしても、予算編成をして議会のほうに諮っていただいて、お願いするということになります。鈴木議員おっしゃいますように、なるべく早くスピーディーに町民の皆さん方に届けたいという思いはしておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 町長の「住み続けたいまち」、スマイル・スピード・スマート・スムーズ・サポート、ちょうど今回ぴったりだと思いますのでスピードを上げてやってください。よろしくお願ひします。

2つ目の質問です。

自治組織などへの町の適切な支援と必要性なんですけど、今回、自治会組織ということで絞って一般質問にいたしました。実は、当初は自治会や老人会、子ども会、PTAという項目を上げたのですが、あまりにも幅広過ぎるということで1本に絞りました。

しかし、全てのものがこれに付随して関わってきます。町が自治会に補助しているお金が老人会や子ども会に、そしてPTAも行っています。そういう意味では、例えば老人会、老人会が何かやったら、町のほうは老人会の組織に入っていれば補助金が出る、その補助金が自治会に入る、老人会の行事ができるというような内容になっているので、全てのものに関わってくるんですよ。

ところが今、老人会を開催している地域が増えていることは事実です。そして、PTAのない学校もあります。子ども会は、実は昔はお母さん方が苦勞して子供たちにいろいろなことを教えるわけじゃないんですけど、子供と一緒に遊んで、そういう行事が多かったんですけど、今や商品券、図書券、お菓子などを配って、ちょっと映画を見て終わりというような傾向になってきました。これはやっぱり世代間の感覚の違いだとは思いますが、それも自治会を通じてみんな全てそういうふうになっているのを私は肌で感じています。

今回、私のことなんですけど、住んでいる地域の来年度の区長選出に当たり、大変苦勞しておられます。対象者は2年間、例えば私は1953年生まれですので、1953年、1954年の対象者の中から選ぶということを初めてやられたわけです。その前は、選考委員会が1軒ずつ頼みに行って、その1軒ずつを選考委員10人が玄関口に行ってお願ひしたいという頼み方を昨年はされておりました。そういうやり方は、非常に選考委員たちの本当に気持ちが萎えてしまう内容だったので、今回は年度で分けてやられました。その中に、何と私が入っていました。男女問わずということで、私もその会合に行ったわけです。私は議員として兼任は許されませんので、補

助団体ですからね、自治会は。そういうことで辞退しますということだったんですが、会議には来てくださいということで行ったわけです。

それぞれ皆さん、皆さんどうですかって、一言ずつどうぞというと、耳が聞こえない、それからパソコンができない、入退院を繰り返している、そういう人たちが半数を占めるんですよ。残った四、五人で決めなきゃならないんですが、残った人たちも、僕は頂点にはなれませんが、人前ではしゃべれません、そういうことはようやらないからということで、3回夜集まりました、2時間、3時間かけて。

そういうような状態が、これは我が区だけではないと思うんです。全ての区でそういうことが、これからは出てくると思います。そういった意味では、私は町がイニシアチブを取って、町が決めることではないんですけど、皆さんの苦労をやっぱり町は知るべきだと思うんですよ。

自治会の長になった人に、本当に行政としても助けられることがいっぱいあるわけですので、皆さんの苦労をやっぱり聞かないいけない。例えば、区長会の後に懇親会とかがあります。飲んだ席じゃなくて、皆さんが今本当に抱えている問題を、やはり聞く場所というものを設けるべきではないかなと思います。それは飲まずに真摯に受け止める場所としてね、そう思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

先ほど言われていました病気の方とか、特に話し合っていて耳の聞こえない方、補聴器をつけているんですよ。誰々さん、どう思いますかと言っても、じっと前だけ見ている。あっ聞こえていないんだということが分かって、もう聞こえていない人が3人もいるわけです。会議にならないんですよ。自治会長を推薦する場所なのに会議にもならない。実は、大変病気で困っていらっしゃる方も対象者だということで出てみえました。今にも倒れそうな方が入退院をしていますということで、最後の3回目のとき、何とか道筋が開けたので3回で終わったんです。道筋が開けられなければ、4回、5回、6回と続くわけですよ。

顔を真っ青にして、すみません、昨日退院してきたんですけど、そういう方はとにかく除いてやろうじゃないかということで帰っていただいたんですけど、何がネックになったかという住民基本台帳が見られないんですよ、情報公開の関係で。これってすごいネックなんです。たまたま集まった人たちは自己申告で名前を書いて見えたんですけど、ほかにも対象者はいらっしゃるけど名前すら書けない。でも、あんた対象でしょうとは言えないということが非常にネックなんですよね。

自治会としては、今後もっと考えていくということになりましたけれど、そういう意味では、本当にこの組織がきちんとならなければ、先ほどから言われている防災組織、防災関係、そしてそういうものに住民の人たちは何にも関わってっていない人が何名か出てくるというふうに

思っています。

私は住民の人の思いを、やっぱり自分のこととして受け止める意味でその会議に参加しました。私の意見もちゃんと言って、本当にできる方にやっていただきたいということで、そうしたら、長が決まったら、僕はあまり何もできないけど副ならやれるよと。パソコンならやれるよということで、明るい兆しが見えてきたわけです。そういう意味では、大変苦勞されている、私は北一色だけだとは思っておりません。全地域にわたってだと思えます。

そういう意味で、何とか町もそういう気持ちに寄り添った内容で行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川一美君） 総務部長 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） 今、鈴木議員さんからの御質問ですが、自治会並びにまた老人クラブ、いろいろな団体で、今、役員の担い手不足というのは承知しております。

そういった方々に対しましては、そういった負担軽減というところが一番大きいのかなということを考えておりますので、町のほうでも区長さん、また各種団体の長となる方の負担軽減になるように、町と自治会、また各種団体と連携し合いながら、よりよい各団体の運営につなげていけるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

[10番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 最初、町長は各区からの意見を聞くとか、助言とか、相談支援ということになっていますが、それは個別の話ですので、やっぱり全体の会合で何かあったら言ってくださいということで、こういう会を設けましたというのをぜひ実現していただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（宮川一美君） 総務部長 河出真志君。

○総務部長兼総務課長兼危機管理監（河出真志君） そうですね。今言った鈴木議員さんの御提案ですけど、そちらにつきましても、一度役員さん等に御相談させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございます。

大変難しい問題で若い人たちが、本当に簡単なことなんですけど、広報を配るのも取りに行くのも、若い夫婦がいるにもかかわらず、お年寄りがあるんです。本当に時代的なものを感じますが、そういった意味では町のほうも大変ですけど、御努力のほうよろしく願いいたします。

す。ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） これをもって一般質問を終わります。

---

○議長（宮川一美君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

午前11時43分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月10日

議 会 議 長            宮 川 一 美

署 名 議 員            飯 沼            満

署 名 議 員            宮 嶋 三 郎



令和 7 年 第 8 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

( 第 3 号 )

令和 7 年 12 月 11 日 ( 木 曜 日 )

## 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 12 月 11 日 (木曜日) 午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 議 第 71 号 指定管理者の指定について
- 日程第 2 議 第 72 号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議 第 73 号 神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議 第 74 号 神戸町資源ごみ回収センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議 第 75 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 6 議 第 76 号 令和 7 年度神戸町学校給食事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議 第 77 号 エコプラザごうど建設工事の請負変更契約について
- 日程第 8 議 第 78 号 浄化センター操作卓改築工事の請負契約について
- 日程第 9 派遣第 2 号 議員派遣について
- 日程第 10 派遣第 3 号 議員派遣について

### 出席議員 (10 名)

議 長	宮 川 一 美 君	副議長	大 場 光 晴 君
1 番	深 貝 仁 則 君	3 番	宮 嶋 健 太 郎 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
8 番	飯 沼 満 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

### 欠席議員 (なし)

### 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税務課長	佐 藤 森 行 君

まちづくり 戦略課長	和藤潤司君	住民保険課長	末村春美君
子ども家庭課長	名和功二君	建設課長	堀智君
上下水道課長	山崎裕之君	教育課長	野下あゆみ君

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹下政文	書	記	早野有香
--------	------	---	---	------

---

○議長（宮川一美君） これより本日の会議を開きます。

---

議第71号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第1、議第71号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第71号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

議第72号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第2、議第72号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第72号 神戸町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議第73号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第3、議第73号 神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第73号 神戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議第74号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第4、議第74号 神戸町資源ごみ回収センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第74号 神戸町資源ごみ回収センター設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議第75号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第5、議第75号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第5号）を

議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第75号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議第76号について（質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第6、議第76号 令和7年度神戸町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第76号 令和7年度神戸町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議第77号及び議第78号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第7、議第77号 エコプラザごうど建設工事の請負変更契約について、日程第8、議第78号 浄化センター操作卓改築工事の請負契約について、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、本日採決を賜ります工事の請負契約関係の2議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第7、議第77号 エコプラザごうど建設工事の請負変更契約についてです。

次のとおり請負変更契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記として、3. 契約の金額、変更前3億1,240万円、変更後3億1,709万8,100円。

こちらは本年6月定例会で御議決をいただきました工事請負契約の契約金額の変更であります。差引き469万8,100円の増額であります。

主な増額の理由でございますが、町道から構内での上下水道の引込み工事を本工事に加えたことをはじめ、外構の土留め擁壁工事の仕様変更に伴う増額、さらにはごみ類の持込みエリア内に動力線の引込み工事を追加したことによる増額でございます。

次に、日程第8、議第78号 浄化センター操作卓改築工事の請負契約についてであります。

次のとおり請負契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記として、1. 契約の目的、浄化センター操作卓改築工事。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約の金額、1億1,550万円、落札率は96.3%でありました。

4. 契約の相手方、岐阜市西川手7丁目27番地、名三工業株式会社、岐阜営業所所長 松下健一でございます。

1枚おめくりをいただきまして、参考資料がつけてございます。

1. 工事の場所は、神戸町大字下宮地内浄化センター内であります。

2. 工期は、議会議決の日から令和9年2月26日まで。令和7年度から8年度にかけての2か年継続事業で進めてまいります。

3. 工事の概要は、令和7年度は、操作卓（中央監視操作装置）の更新を行い、令和8年度には、その操作卓の設置工事をはじめ、電気設備や機械設備の改修工事を行ってまいります。

浄化センター内の監視操作や操業記録など、施設の運転管理上重要な機能を担っております操作卓、いわゆる中央監視操作装置については、浄化センター稼働時から18年が経過し、耐用年数を迎えております。そのため、令和7年度から8年度の2か年継続事業として更新・改築工事を進めるものであります。

以上、工事請負契約関連の2議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮川一美君） これより議第77号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第77号 エコプラザごうど建設工事の請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第78号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第78号 浄化センター操作卓改築工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

---

#### 派遣第2号について（報告）

○議長（宮川一美君） 日程第9、派遣第2号 議員派遣についてを議題とします。

会議規則第128条第1項の規定により、別紙のとおり議員を派遣したので報告します。

---

#### 派遣第3号について（採決）

○議長（宮川一美君） 日程第10、派遣第3号 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本案は、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、派遣第3号 議員派遣については、原案のとおり決定しました。

---

○議長（宮川一美君） 以上で、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和7年第8回神戸町議会定例会を閉会します。

慎重審議、誠に御苦労さまでございました。

午前9時41分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月11日

議 会 議 長            宮 川 一 美

署 名 議 員            飯 沼            満

署 名 議 員            宮 嶋 三 郎